

平成 24 年度 地域活性化総合特別区域評価書【準】

作成主体の名称：秋田県

1 地域活性化総合特別区域の名称 レアメタル等リサイクル資源特区

2 総合特区計画の状況

①総合特区計画の概要

家電等金属系使用済製品等のリサイクル推進により、レアメタル等金属資源供給基地の形成、県内リサイクル関連産業の振興、雇用創出及び県内経済の活性化、国内金属資源の安定確保、資源循環型社会の構築等を図るため、規制の特例措置や財政・金融上の支援措置等を活用しながら、廃棄物の広域移動や効率的リサイクル推進のほか、排出自治体等の処分コストや環境負荷の低減、トレーサビリティの確保、循環型社会形成の意識の向上に係る取組を行っていく。

②総合特区計画の目指す目標

- ア 家電等金属系使用済製品等のリサイクル推進によるレアメタル等金属リサイクル資源供給基地の形成
- イ 金属資源の県内への集約と金属資源供給能力向上による県内リサイクル関連産業の振興及び県内における関連産業の雇用創出による県内経済の活性化
- ウ 国内金属資源の安定確保
- エ 資源循環型社会の構築
- オ 家電等金属系使用済製品等の国内における適正リサイクル量の増加
- カ 静脈産業への新規参入及び物流システムの活性化による経済社会の活力の向上及び持続的発展の実現

③総合特区の指定時期及び総合特区計画の認定時期

- 平成 23 年 12 月 22 日 指定
- 平成 24 年 9 月 20 日 認定
- 平成 24 年 12 月 11 日 変更申請（区域）
- 平成 25 年 2 月 15 日 認定（区域）

3 目標に向けた取組の進捗に関する評価（別紙 1）

① 評価指標及び留保条件

評価指標（1）： 特区に搬入されたりサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量（秋田県内）

数値目標（1）： 30t/年（H22.3）→600t/年（H29.3 末） [H24 年度実績 253t、進捗度 84%]

評価指標（2）： 特区に搬入されたりサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量（全国）

数値目標(2):30t/年(H22.3)→10,000t/年(H29.3末)[H24年度実績303t、進捗度101%]

②寄与度の考え方

該当なし

③総合特区として実現しようとする目標(数値目標を含む)の達成に、特区で実施する各事業が連携することにより与える効果及び道筋

特区では、実現目標として「家電等金属系使用済製品等のリサイクルの推進によるレアメタル等資源の集約、供給基地の形成」等を掲げ、平成29年3月末に約10,000t/年の家電等金属系使用済製品を県内に集約したい考えであるが、その実現のため、県内における廃棄物処理法の特例措置、集約拠点等の整備や人材育成事業、金融支援などを実施する。

なお、平成25年4月から施行される「小型家電リサイクル法」により、家庭用の指定された電気機器に関しては、広域的な回収・リサイクルが可能となり、回収量が増大されることが見込まれるが、この法律では、家庭用以外の品目や他の金属系使用済製品等には対応できていない。それらに関しても推進すべく、新たに出てくる課題等については、改善に向け国など関係機関と協議を続けていく。

また一方で、今回の法施行による、国の認定事業者の指定作業が今後行われるが、指定作業が遅れた場合は回収量や実施スケジュールに影響が及ぶ可能性もある。

④目標達成に向けた実施スケジュール(別紙1-2)

平成24年度は、国の小型電気電子機器リサイクルシステム構築社会実験に県全域で取り組んだこともあり目標は達成できたが、「小型家電リサイクル法」における広域収集に併せ、廃棄物処理法や条例等の特例措置や地域独自のルール作りについて、関係者と協議するとともに、リサイクル事業拡大に向けた財政・金融上の支援要望を行っていく。

また、県独自の取組として、リサイクル事業者に対する助成等を行うほか、現状の課題解決に向けた調査事業等を実施する。

4 規制の特例措置を活用した事業等の実績及び自己評価(別紙2)

一般地域活性化事業:産業廃棄物管理票(マニフェスト)の送付期限緩和(廃棄物処理法)

自治体の運用により、送付期限を越えての金属系使用済製品の保管も可能との見解が示されたことから、この見解に基づき関係者と検討を行うほか、産業廃棄物の資源化を推進するため、廃棄物処理法の運用や諸規定の見直し等についても検討を行う予定である。

5 財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価(別紙3)

財政支援:該当なし

現在、平成24年度補正事業にて、財政支援を要望しており、関係省庁との協議が整えば、認定申請の手続きを行う予定である。

税制支援：該当なし

現時点で、現在の特区の実施の中での活用は予定していない。今後、地域協議会の中で要望があれば、必要な税制支援制度の創設等について提案していく。

金融支援（利子補給金）：0件

平成24年度は、特区事業に関わる設備投資等の案件がなかったため活用できなかった。

なお、現在、設備投資を実施する事業（金属資源リサイクル事業）に金融支援を活用できないか検討中であり、事業者で活用すると判断した場合は申請手続きを行う。

6 地域独自の取組の状況及び自己評価（別紙4）

（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

- ①レアメタル等金属リサイクル資源供給基地の形成に向け、廃棄物を原料としたリサイクル事業に係る施設整備や研究開発等について、県独自の助成・融資制度を設け事業者の支援を行ったことにより、県内における産業活動の活性化及び雇用の創出が図られた。
- ②平成18年度から全国に先駆け「家電リサイクル法」の対象外である使用済小型家電等について、国の小型電気電子機器リサイクル構築社会実験に全国で唯一全市町村で参加し、官民一体となった取組を行ったことにより、排出者（県民、事業者）のリサイクルに関する意識の醸成を図ることができた。

7 総合評価

「小型家電リサイクル法」では、廃棄物処理法の一部規制緩和が実現しているが、これは、当県が全国に先駆けて行った小型家電回収等、総合特区での取組が認められたものと考えている。

平成24年度は、小型家電の回収モデル事業を全県域で実施したこともあり、目標は概ね達成することができた。

平成25年度は、予定している財政・金融支援案件について認定・申請手続きが行えるよう取り組むほか、「小型家電リサイクル法」の課題調査を県独自で実施する予定である。

なお、課題調査について、小型家電リサイクル法の懸念である輸送効率の悪い（輸送コストが高くなる）地域においてもリサイクルが推進されるよう県全域を対象とした調査・試行を行うほか、産業機器等、法対象外品目の実態（排出量、物流）調査も行うこととしており、特区における家電等金属系使用済製品等の回収量増加に少なからず貢献するものと考えている。

以上のように、平成25年度以降も総合特区を継続し、総合特区制度における規制緩和や財政・金融支援等を活用した事業を実施するとともに、県独自でも課題に向けた調査や助成事業等、リサイクル事業の拡大に向けた取組を行っていく。

■ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(平成23年度)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																								
評価指標(1) 30t/年(H22.3)→600t/年(H29.3)	目標値		300t	360t	420t	480t	600t																								
	実績値	128t	253t																												
	寄与度(※):-(%)		84%																												
代替指標の考え方やまたは定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合																															
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		<p>本特区の目標である、レアメタル等資源の集約及び供給基地の形成等のため、家電等金属系使用済製品のリサイクルを推進する必要があることから、平成28年度末までにリサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量を600tとすることを数値目標とする。</p> <p>数値目標を達成するため、今まで全県で取り組んできた使用済小型家電等の回収を「小型家電リサイクル法」施行後も継続・発展していくため、「廃棄物処理法」や「小型家電リサイクル法」の運用・特例措置等について、関係者と検討するとともに、「小型家電リサイクル法」の課題調査を県独自で実施する。</p> <p>また、特区制度における財政・金融支援を活用した事業を実施するとともに、県独自でも助成・融資制度を設け、リサイクル事業者の支援を行っていく。</p>																													
各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等		<p>1. 県内の回収目標量【H28年度末】 = 約3,000トン/年¹ × 20%² = 600トン/年</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回収量(トン)</th> <th>達成率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24年度</td> <td>300</td> <td>50%</td> <td>小型家電リサイクル法(新制度)が成立</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>360</td> <td>60%</td> <td>新制度1年目</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>420</td> <td>70%</td> <td>新制度へ参加する市町村が増える。</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>480</td> <td>80%</td> <td>新制度へ参加する市町村が順調に増える。</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>600</td> <td>100%</td> <td>新制度へ参加する市町村が加速する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>¹ 県内で市町村に排出される使用済電気・電子機器等(約3,000トン/年) ・中央環境審議会小委員会資料(第5回)より試算(排出量/年・人×人口)</p> <p>² 目標回収率/県内=(20%) ・採算性を確保するために国が必要と考えている回収率(20~30%)</p>						年度	回収量(トン)	達成率	備考	24年度	300	50%	小型家電リサイクル法(新制度)が成立	25年度	360	60%	新制度1年目	26年度	420	70%	新制度へ参加する市町村が増える。	27年度	480	80%	新制度へ参加する市町村が順調に増える。	28年度	600	100%	新制度へ参加する市町村が加速する。
年度	回収量(トン)	達成率	備考																												
24年度	300	50%	小型家電リサイクル法(新制度)が成立																												
25年度	360	60%	新制度1年目																												
26年度	420	70%	新制度へ参加する市町村が増える。																												
27年度	480	80%	新制度へ参加する市町村が順調に増える。																												
28年度	600	100%	新制度へ参加する市町村が加速する。																												
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合は要因分析)及び次年度以降の取組の方向性		<p>平成24年度は環境省の社会実験事業等により、小型家電等の金属系使用済製品の回収量は前年度に比べ大幅に伸びたが、一部自治体において回収量の多いピックアップ回収(資源ゴミ等からの分別回収)の実施が遅れたため、目標値を若干下回る結果となった。</p> <p>今後は、平成25年4月に施行された小型家電リサイクル法における広域的な回収・リサイクルに併せ、廃棄物処理法の運用等について検討するとともに、リサイクル事業拡大に向けた財政・金融上の支援等、目標達成に向けた事業に取り組んでいく。</p>																													
外部要因等特記事項																															

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■ 現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------

		当初(平成23年度)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
数値目標(2) 30t/年(H22.3)→ 10,000t/年(H29.3)	目標値		300t	1,000t	3,500t	6,000t	10,000t
	実績値	129t	303t				
寄与度(※):-(%)	進捗度(%)		101%				
代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合							
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		本特区の目標である、レアメタル等資源の集約及び供給基地の形成等のため、家電等金属系使用済製品のリサイクルを推進する必要があることから、平成28年度末までにリサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量を10,000tとすることを数値目標とする。 数値目標を達成するため、「廃棄物処理法」や「小型家電リサイクル法」の運用・特例措置等について、関係者と検討するとともに、「小型家電リサイクル法」の課題調査を県独自で実施する。 また、特区制度における財政・金融支援を活用した事業を実施するとともに、県独自でも助成・融資制度を設け、リサイクル事業者の支援を行っていく。					
評価指標(2) 特区に搬入されたリサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量(全国)	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等	1. 全国からの回収目標量【H28年度末】 = 約35万トン/年 ¹ × 1/2 ² × 5% ³ = 1万トン/年 ※金属系使用済製品の排出量を正確に把握することは非常に難しく、申請時の試算方法と同様に環境省資料により、東日本地域(関東以北)における排出量(年)をもとに目標回収率を乗じて大まかに試算している。 各年度の目標値については排出地点からリサイクル施設までの距離等を考慮し、回収量の目標を各県ごとに試算している。 なお、目標値については指定申請時から国の指標が修正されていることや、小型家電リサイクル法施行により、全国的に小型家電等のリサイクルビジネスが進み特区への搬入量が減少することなどが推測されるため、今後、補正が必要になると考えている。					
	進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合は要因分析)及び次年度以降の取組の方向性	平成24年度は環境省の社会実験事業等によって、目標は達成することができた。 今後は、平成25年4月に施行された小型家電リサイクル法における広域的な回収・リサイクルに併せ、廃棄物処理法の運用等について検討するとともに、リサイクル事業拡大に向けた財政・金融上の支援を行っていく。					
外部要因等特記事項							

年度	回収量(トン)	達成率	備考
24年度	300	3%	小型家電リサイクル法(新制度)が成立
25年度	1,000	10%	新制度1年目
26年度	3,500	35%	新制度へ参加する市町村が増える。
27年度	6,000	60%	新制度へ参加する市町村が順調に増える。
28年度	10,000	100%	新制度へ参加する市町村が加速する。

¹ 全国で市町村に排出される使用済電気・電子機器等(約35万トン/年)
² 全国からの回収可能量のうち本特区の回収地域の排出量(全国の1/2程度)
³ 目標回収率=(5%)

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------

■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価

特定国際戦略(地域活性化)事業の名称	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果 (できる限り数値を用いること)	自己評価	規制所管府省による評価
【該当なし】					規制所管府省名: <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない ⇒ <input type="checkbox"/> 要件の見直しの必要性あり <input type="checkbox"/> その他 <特記事項>

※関連する数値目標の欄には、別紙1の評価指標と数値目標の番号を記載してください。

■国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業の実績及び評価

全国展開された措置の名称	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果 (できる限り数値を用いること)	自己評価	規制所管府省による評価
【該当なし】					規制所管府省名: <参考意見>

■国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置による事業の実績及び評価

現時点で実現可能なことが明らかとなった措置の概要	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果 (できる限り数値を用いること)	自己評価	規制所管府省による評価
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の送付期限緩和	数値目標(1) 数値目標(2)	国との協議の結果、特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては産業廃棄物管理票(マニフェスト)の送付期限を緩和するという提案について、自治体の運用により、生活環境保全上の支障が生じない範囲で送付期限を越えての金属系使用済製品の保管も可能であることが確認できたことから、この見解に基づき対象品目の設定等について関係者と検討を行う予定である。また、小型家電リサイクル法施行令で規定されている現行の対象品目以外の品目に関してもリサイクルを推進することが可能となるよう、県内外のニーズを踏まえた上で関係者と検討を行い、必要に応じて諸規定の見直し等について提言を行う。	回収した金属系使用済製品を経済的に成り立つ形でリサイクルするためには、少量では効率が悪く、ある程度の量を確保する必要がある。産業廃棄物管理票の送付期限を越えての保管が可能になれば、長期保管することができ、上記の課題を解消することができる。	見解に基づき、今後、対象資源物(生活環境保全上の支障が生じない範囲)の設定等について、関係機関・事業者等と検討を行う。	規制所管府省名:環境省 規制協議の整理番号:626 <参考意見> 規制の特例措置の協議時にもお伝えしたとおり、管理票交付者は、期限内に処理が終了した旨の管理票の写しの送付を受けない時には、処理状況の把握、報告書の提出等を行う必要があることに留意の上、検討を進められたい。 また、区域を管轄する自治体の廃棄物担当部局と相談の上で実施されたい。

■上記に係る現地調査時指摘事項

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------

■財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価（国の支援措置に係るもの）

財政支援措置の状況						
事業名	関連する数値目標	年度	H23	H24	累計	自己評価
使用済小型家電プラスチックの高度選別による新型雨水貯留槽の製品化事業	数値目標（1） 数値目標（2）	財政支援要望	0 (千円)	108,310 (千円)	108,310 (千円)	当該事業は、平成24年度補正予算にある、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構の「イノベーション実用化ベンチャー支援事業」となる。事業化はこれからであるが、当該事業により、貴金属含有しているが、大半がプラスチックである使用済小型家電等のプラスチックを有価物化し、貴金属を経済的に回収することができ、使用済小型家電リサイクル事業者の収益向上が見込まれるほか、使用済小型家電の回収量増加が期待される。
		国予算(a) (実績)	0 (千円)	72,206 (千円)	72,206 (千円)	
		自治体予算(b) (実績)	0 (千円)	0 (千円)	0 (千円)	
		総事業費(a+b)	0 (千円)	72,206 (千円)	0 (千円)	

税制支援措置の状況						
事業名	関連する数値目標	年度	H23	H24	累計	自己評価
【該当なし】	—	件数	0	0	0	現時点で、現在の特区の取組の中での活用は予定していない。今後、地域協議会の中で要望があれば、必要な税制支援制度の創設等について提案していく。

金融支援措置の状況						
事業名	関連する数値目標	年度	H23	H24	累計	自己評価
レアメタル等リサイクル推進事業	数値目標（1） 数値目標（2）	件数	0	0	0	平成24年度に計画認定を受け、現在活用の見込まれる事業者において検討中である。

■上記に係る現地調査時指摘事項

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------

地域独自の取組の状況及び自己評価（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

■財政・税制・金融上の支援措置

財政支援措置の状況				
事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名
環境調和型産業集積支援事業／補助金	数値目標（１） 数値目標（２）	H24総事業費：190,159（千円） （内訳：自治体57,341千円／民間132,818千円）	施設整備、研究開発及び販売促進等のリサイクル事業に取り組む県内企業8社に対して助成を行い、新たな設備投資、雇用の創出などが図られた。施設整備助成については、2.3億円の経済効果が見込まれる。	秋田県
あきた企業立地促進助成事業（資源循環型）／補助金	数値目標（１） 数値目標（２）	H24総事業費：906,090（千円） （内訳：自治体161,998千円／民間744,099千円）	設備投資（1件）及び新規雇用（2件）案件に対し助成を行い、設備投資については7.7億円の経済効果が見込まれるほか、28人の雇用が発生し、県内リサイクル関連産業の振興及び雇用創出による県内経済活性化に寄与した。	秋田県
税制支援措置の状況				
事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名
【該当なし】				
金融支援措置の状況				
事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名
新事業展開資金（事業革新制度）／融資	数値目標（１） 数値目標（２）	平成23、24年度は実績なし	ここ数年実績がないため、設備投資等、リサイクル事業に取り組みようと考えている企業に対し、当該制度の周知を図っていく。	秋田県

■規制緩和・強化等

規制緩和				
取組	関連する数値目標	直接効果（可能であれば数値を用いること）	自己評価	自治体名
【該当なし】				
規制強化				
取組	関連する数値目標	直接効果（可能であれば数値を用いること）	自己評価	自治体名
【該当なし】				
その他				
取組	関連する数値目標	直接効果（可能であれば数値を用いること）	自己評価	自治体名
【該当なし】				

■体制強化、関連する民間の取組等

体制強化	市町村等の関係機関とコンセンサスを形成し、リサイクル関連企業の支援等を行うことを目的に、環境・リサイクル産業推進調整会議を開催
民間の取組等	・使用済小型家電等の回収実証試験に小売業（家電小売店、スーパー等）も参加 ・高校生が主体となり、環境・リサイクルに関する学習会や使用済小型家電の回収試験を実施

■上記に係る現地調査時指摘事項

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------